庄原税務署からのお知らせ

［平成 30 年 7 月 19 日現在］

平成３０年７月豪雨により被害を受けられた方へ

この度の平成 30 年７月豪雨により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の豪雨により被災された方には、次のような税制上の措置（手続）等がありますのでご確認ください。

災害により申告等が期限までにできない方

○　岡山県、広島県及び山口県のうち下記の地域（指定地域）に納税地のある方については、国税庁告示により、平成 30 年７月５日以降に到来する全ての国税に関する申告・納付等の期限が、自動的に延長されます。

都道府県名	指　定　地　域
岡山県	岡山市(北区・東区)、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡(府中町・海田町・熊野町・坂町)
山口県	岩国市周東町

（注）対象地域については、今後の状況を踏まえて見直す可能性があります。

○　上記の指定地域外に納税地のある方についても、申告・納付等の期限の延長を受けられる場合があります。

災害により納付が困難な方

○　国税の納付の猶予（納税の猶予）を受けられる場合があります。

災害により住宅や家財などに損害を受けた方

○　確定申告の前に「源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予」や既に徴収された「源泉所得税及び復興特別所得税の還付」を受けられる場合があります。

○　確定申告の前に「予定納税の減額」を受けられる場合があります。

○　申請等を行うことで「相続税又は贈与税の災害減免措置」を受けられる場合があります。

○　確定申告を行うことで「所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減」を受けられる場合があります。

詳しくは、広島国税局ＨＰをご覧いただくか、税務署までお問い合わせ下さい。

広島国税局ＨＰ　広島国税局　で検索　又は　こちらからアクセス ⇒

※　災害等のあったときの税務上の取扱いに関する照会事例を取りまとめた「平成 30 年７月豪雨により被害を受けられた方の税務上の措置（手続）FAQ」を広島国税局 HP に掲載しておりますので、参考としてください。

庄原税務署　TEL(0824)72-1001

※　音声案内の後【１】を押して「電話相談センター」を選択してください。

広島国税局・税務署

裏面もご覧ください。

災害により申告等が期限までにできない方

【申告等の期限の延長】

災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為ができないときは、その理由のやんだ日から２か月以内の範囲でその期限が延長される場合があります。

なお、提出書類は、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」となります。

※　前頁の指定地域に納税地のある方については、国税庁告示により、平成 30 年７月５日以降に到来する全ての国税に関する申告・納付等の期限が、自動的に延長されます。

災害により納付が困難な方

【災害を受けた場合の納税の緩和制度】

災害により財産に被害を受けたときや納付が困難なときは、申請をすることにより、納税の猶予を受けられる場合があります。

災害により住宅や家財などに損害を受けた方

【源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付】

給与、公的年金等、報酬又は料金の支払いを受ける方が災害により住宅や家財などに被害を受けたときは、申請に基づき、確定申告前に、その支払を受ける給与、公的年金等、報酬又は料金について、「源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予」や既に徴収された「源泉所得税及び復興特別所得税の還付」を受けられる場合があります。

【所得税及び復興特別所得税の予定納税の減額】

災害により住宅や家財などに被害を受けたときは、「予定納税額の減額申請書」を提出することで、確定申告の前に予定納税の減額を受けられる場合があります。

【相続税又は贈与税の災害減免措置】

相続又は贈与により取得した財産（建物、家庭用財産、自動車等）が、申告期限前に被害を受けたときは、課税価格の計算に際し、取得した財産の価額から被害を受けた部分の価額が控除される場合があります。

また、取得した財産が申告期限後に被害を受けたときは、申請に基づき、被害のあった日以後において納付すべき税額のうち、その被害を受けた部分の価額に対応する部分の税額が免除される場合があります。

【所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減】

災害により住宅や家財などに被害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」（※）に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことで、所得税及び復興特別所得税の軽減を受けられる場合があります。

※　「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」

詳しくは、広島国税局ホームページをご覧いただくか、税務署までお問い合わせください。

県税からのお知らせ

平成30年7月豪雨災害の被災者に対する県税の減免等について

納期限の延長・納税の猶予・減免など

被害を受けられた皆様に，心からお見舞い申し上げます。

税金は納期限までに納めなければなりませんが，被災された場合，納期限の延長，納税の猶予や減免などが認められる場合があります。お困りの際は，ご相談・ご申請をお願いします。

● 納期限の延長

災害により，期限までに申告や納税ができないときは，申請によりその災害がやんだ日から2カ月以内に限り，申告期限または納期限が延長されます。

● 納税の猶予

次の場合には，1年以内（事情により最高2年）に限り納税が猶予される場合があります。
（ただし猶予税額が100万円を超える場合，猶予期間が三月を超える場合は，原則，担保の提供が必要です。）

- 本人の財産が災害により被害を受けたとき，または盗難にあったとき
- 本人もしくは本人の家族が病気にかかったとき，または負傷したとき
- 本人が事業につき著しい損失を受けたとき，または事業を廃業・休止したとき

● 証明手数料等の免除

被災された方が，その復旧等に必要な資金の借入れその他の手続のために使用する証明書を申請される場合は，納税証明手数料が免除されます。

この度の災害で被災したことにより，「免税軽油使用者証」を無くされた方が「免税軽油使用者証」の再発行を申請する場合は，交付手数料が免除されます。

● 災害による減免

税金の一部または全部が減免される場合があります。

【対象税目】 自動車取得税，自動車税，個人事業税，不動産取得税

減免の要件，減免額等の詳細は，県ホームページをご覧いただくか，県税事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先　北部県税事務所　電話（代表）：（0824）63-5181

災害による減免などの詳しい内容は，広島県ホームページ（県税のページ）にも掲載しています。

県税のページアドレス：http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/

平成31年度 市民税・県民税から
配偶者控除及び配偶者特別控除が見直しになりました

平成 29 年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。
平成 31 年度の市民税・県民税から適用になります。

◎ 配偶者控除及び配偶者特別控除の改正

① 配偶者控除額が改正されたほか、納税（義務）者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。（改正前：納税（義務）者の合計所得金額の制限無）
② 配偶者特別控除が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされました。（改正前：38 万円超 76 万円未満）

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

		納税（義務）者の合計所得金額（給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額）				【参考】配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下（1,120万円以下）	900万円超 950万円以下（1,120万円超 1,170万円以下）	950万円超 1,000万円以下（1,170万円超 1,220万円以下）	1,000万円超（1,220万円超）	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円		
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円		1,030,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円			1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円		1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円		1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円		1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円		1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円		1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円		1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	配偶者控除・配偶者特別控除適用なし				2,015,999円超

《用語の定義》

改　正　前	
控除対象配偶者	・合計所得金額 ⇒制限無 ・配偶者の合計所得金額 ⇒38万円以下
配偶者特別控除の対象者	・合計所得金額 ⇒1,000万円以下 ・配偶者の合計所得金額 ⇒38万円超76万円未満

改　正　後	
同一生計配偶者	・合計所得金額 ⇒制限無 ・配偶者の合計所得金額 ⇒38万円以下
控除対象配偶者	・合計所得金額 ⇒1,000万円以下 ・配偶者の合計所得金額 ⇒38万円以下
配偶者特別控除の対象者	・合計所得金額 ⇒1,000万円以下 ・配偶者の合計所得金額 ⇒38万円超123万円以下

（注）1．上図の対象となる配偶者は、納税義務者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）に限ります。
2．（特別）障害者に該当する場合には、（特別）障害者控除の対象となります。
3．控除対象配偶者のうち年齢 70 歳以上の配偶者は老人控除対象配偶者となります。

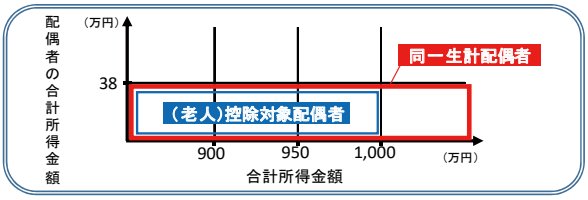

サービス開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先（株式会社メディカルノート）が提供します。

病気や身体のことを気軽に相談できる専門医はいますか？

例えばこのようなとき…

痛みが長続きしている

健康診断の結果を見てもよくわからない

病院選びの基準がわからない

家族の体調が心配

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。※
- 24時間いつでも相談可能です。
  （回答には3〜24時間程度かかります）

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円（月額・税込）になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

ご利用はこちらから

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート　support@medicalnote-qa.jp

Medical Note

本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。
お問い合わせは直接同社にお願いいたします。

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

全国法人会総連合

社長さんの身になって節税のあと押しをします

法人会に入会しませんか

青年部会・女性部会会員も募集中です

わずかな会費で企業の繁栄と社会への貢献を！
これが法人会のモットーです。法人会に加入したいという
事業所がありましたら、ぜひご紹介ください。

公益社団法人　庄原法人会
〒727-0011
庄原市東本町一丁目２番22号
庄原商工会議所会館内
TEL（0824）72-1889
（FAX兼用）
E-mail：sh-hojin@siren.ocn.ne.jp
http://www10.ocn.ne.jp/~shk/

色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは１つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

幅広い保障※を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン 総合型V＋Mタイプ

（大同生命の定期保険＋AIG損保のベーシック傷害保険）　（大同生命の保険料払込中無解約払戻金型）

DAIDO 大同生命保険株式会社

広島支社/
広島県広島市中区銀山町4-17（広島大同生命ビル4F）
TEL 082-241-8191

AIG AIG損害保険株式会社

広島営業支店/
広島県広島市中区基町１２－６（富士火災広島ビル）
TEL 082-222-4010

◎この資料は平成30年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-30-1021（平成30年7月17日）B-152068